

— 第1章 組織 —

大雪地区広域連合事務局設置条例

平成15年9月3日

条例第8号

(事務局の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条で準用する法第158条第1項の規定に基づき、大雪地区広域連合長の権限に属する事務を処理させるため、大雪地区広域連合に事務局を置く。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年9月3日から施行する。